

力ネミ油症患者の 同居家族の 認定申請のご案内

平成24年12月から、油症診断基準が改定され、
力ネミ油症患者の油症発生当時の同居家族の方が、
新たに認定の対象となりました。

新たに認定の対象となる方

1) から3) をすべて満たす方が対象となります

- 1) 油症発生当時、油症患者（認定患者）と同居していた
- 2) 油症発生当時、力ネミ倉庫社製の米ぬか油を摂取した
- 3) 現在、心身の症状があり、治療その他の健康管理が継続的に必要

◆申請の受付は随時行います。

窓口での受付けは月から金(祝日除く)午前9時から午後5時まで

◆申請の受付けはお住まいの県で行います。

◆千葉県外にお住まいの方はお住まいの都道府県にご相談ください。

申請される方へ

力ネミ油症患者と認定されると、
原因企業からの見舞金、療養費（医療費の自己負担分など）や、
国からの調査に回答した場合の健康調査支援金の支給が受けられます。

申請手続きの流れ

1 申請書類の入手

県のホームページからダウンロードもしくは県の窓口でハガキ、FAXによりご請求いただけます。



2 申請書や医師の意見書などの必要な書類を県に提出していただきます。

※郵送でも受け付けます。 **(FAXでは受理できません)**



県が結果を通知します。



認定された場合

次のような支援の対象となります。

- 力ネミ倉庫株式会社からの支払
 - ・見舞金
 - ・油症に関連する医療費の自己負担分
※油症患者受療券が交付されます
 - ・毎年の支援金（平成25年度から）
- 国からの支援
 - ・健康実態調査に回答した方への健康調査支援金の支給
 - ・年に1回、油症治療研究班が実施する健康診査

※詳細は、結果の通知時にあわせてご案内いたします。



認定されなかった場合

同居していたことが確認できる資料が見つかった場合などには、再度申請していくことができます。

※ ご希望があれば、年に1回油症治療研究班が実施する健康診査が受けられます。

また、その結果に基づき、血液中のダイオキシン類の濃度が通常より高いなど、診断基準を満たせば、認定される可能性があります。

申請書類について

申請書の入手について

次のいずれかの方法により申請書類を入手いただけます。

① 千葉県健康福祉部衛生指導課でのお渡し

② 県のホームページからダウンロード

千葉県食の安全安心電子館→お知らせ→カネミ油症についてのご案内

<http://www.pref.chiba.lg.jp/eishi/denshikan/kanemi.html>

③ はがき、FAXでの請求

・郵便番号

・住所

・氏名（フリガナ）

・電話番号

・「カネミ油症患者の認定 申請書類（〇部）を送付希望」

を必ず明記して千葉県健康福祉部衛生指導課あてお送りください。

申請書類の提出について

次の書類を、千葉県健康福祉部衛生指導課あてに提出してください。FAXでの提出は受理できません。

●認定申請書【様式1】

●医師の意見書【様式2】

（意見書作成費用は申請者にご負担いただきます。）

●戸籍謄本、除籍謄本又は改製原戸籍謄本

●戸籍の附票又は戸籍の附票の廃棄済証明書

●昭和43年の事件当時、認定患者と同居していたことが確認できる書類

→次のページをご覧ください

【本件に関するお問い合わせ先】※月～金。休日を除く。 9:00～12:00
13:00～17:00

千葉県健康福祉部衛生指導課

郵便番号：260-8667

住所：千葉市中央区市場町1-1 本庁舎11階

電話：043-223-2638

昭和43年の事件当時、認定患者と同居していたことが確認できる書類

昭和43年の事件当時、申請者と、既認定患者は、以下のいずれかの関係にありましたか？

- ①夫婦の関係にあった。
- ②親子の関係にあり、子は未婚で、高校3年生相当以下^(※)であった。
- ③兄弟姉妹の関係にあり、いずれも未婚で、高校3年生相当以下^(※)であった。

(※)昭和24年4月2日以降生まれ

はい

【必要資料】次の、1・2の資料の両方が必要です。

1. 申請者と既認定患者との家族関係を示す以下の書類

- 戸籍謄本、除籍謄本又は改製原戸籍謄本の写し^(注1)

※申請者と既認定患者が同一の戸籍にない場合には、親族関係(続柄)が分かるためには、複数のものが必要な場合があります。

2. 申請者と、既認定患者が、事件当時に同居していたことを示す書類

(①、②のいずれか)

① 申請者・既認定患者のそれぞれの、事件当時の住所が分かる書類

(ア～エのいずれか)

ア 事件当時の住所が記載された「戸籍の附票の写し」^(注1)

※市町村によっては、過去のものは、廃棄されている可能性があります。市町村にお問い合わせください。

イ 事件以前から継続して現住所に住んでいる場合、「住民票の写し」

※事件当時から引っ越ししておらず、現住所への「転入年月日」が事件以前であることが分かる場合に限ります。

ウ 住所が記載された事件当時の公的書類(自動車運転免許証、郵便貯金通帳など。コピー可)^(注2)

エ 住所が確認できる事件当時の消印付きの手紙等(コピー可)^(注2)

② ①がない場合、同居していたことを示す以下の資料(A～Cのすべて)

A 申請者・既認定患者のそれぞれの、戸籍の附票の廃棄済証明書^(注1)

※①がないことを示すために必要になります。

B ア・イのいずれかの資料(写し)

ア 申請者・既認定患者のそれぞれが生活を営んでいた地域が分かる資料 (在学・在職証明書、卒業証書、卒業アルバム、年金記録等)(コピー可)^(注2)

※申請者・既認定患者のいずれかが、①ア～エのいずれかの資料をお持ちの場合は、その方については、A及びBアに代えることができます。

イ 既認定患者を認定した都道府県が保有する疫学調査票で、患者の当時の同居家族が記載されたものの写し(カネミ油摂取状況調査票など。既認定患者を認定した都道府県におたずねください。)

C 当時同居していた状況が分かる陳述書2通(申請者本人以外の方によるもの)

※当時の住所、同居者の名簿、同居の時期及び陳述者の署名捺印を記載。

※上記のBがない場合は、Cを、三親等以内の親族以外の第三者によるもの(2通)とすることで、Bに代えることができます。

【必要資料】

1. 申請者と既認定患者との家族関係を示す以下の書類

- 戸籍謄本、除籍謄本又は改製原戸籍謄本^(注1)

※兄弟姉妹が、現在結婚している場合は、結婚前のもの(親の戸籍謄本など)が必要です。

注1:戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、戸籍の付票については、お住まいの市町村(既認定患者が既に死亡している場合には、死亡時の住所地の市町村)に申請してください。

注2:昭和43年の事件当時の資料1通。なお、事件前後2、3年の資料であれば、事件前・事件後の各1通(計2通)でも構いません。